

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 9月30日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 大 張 梓

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年10月20日 午前 9時00分から 令和 8年10月27日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年10月29日 午前10時00分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年11月13日 午後 3時00分 場 所 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中, ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 9月30日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 537, 000 1, 229, 600	一括	307, 400	59, 012	0
1	776, 000				
2	761, 000				
		</			



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | 所 在 | 気仙沼市長崎 |
| | 地 番 | 209番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 530.57平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 2 | 所 在 | 気仙沼市長崎209番地8 |
| | 家屋 番号 | 209番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 121.58平方メートル
2階 56.31平方メートル |
- (未登記附属建物)
- | | | |
|--|-------|--------------|
| | 種 類 | 車庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 約13.08平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月23日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 工 藤 洋 志

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号2】

売却対象外の土地(地番209番1の一部)につき、本件建物のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 気仙沼市長崎
地 番 209番8
地 目 宅地
地 積 530.57平方メートル
- 2 所 在 気仙沼市長崎209番地8
家屋 番号 209番8
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階121.58平方メートル
2階 56.31平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 車庫
構 造 鉄骨造鋼板葺平家建
床 面 積 約13.08平方メートル



令和 7 年(ケ)第 164 号
令和 8 年 1 月 13 日受理
令和 8 年 3 月 16 日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 佐藤 俊也 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 気仙沼市長崎 |
| | 地 番 | 209番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 530.57平方メートル |
| 2 | 所 在 | 気仙沼市長崎209番地8 |
| | 家屋 番号 | 209番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階121.58平方メートル
2階 56.31平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	未実施				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地及び下記目的外土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
その他の事項	物件1の北側で接する道路は市道である。物件1及び西側所在の売却対象外の209番1の土地の一部が物件2の主である建物及び未登記附属建物の敷地として利用されている。				
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類： 車庫 構造： 鉄骨造鋼板葺平家建 床面積： 13.08㎡（概測） }				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地（目的外土地）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用〈単独〉)

目的外土地の概況 (物件2関係)			
所 在	気仙沼市長崎		
地 番	209番1		
地 目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☒ 畑 ☐ 田 ☐		
地 積	221平方メートル (☐ 全部 ☒ 一部) ※概測		
所 有 者	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ()		
そ の 他 の 事 項	上記占有部分は、物件2の主である建物及び未登記附属建物の敷地の一部として利用されている。		
☐ 関係人(☐ (建物所有者 の娘))の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占 有 権 原	☒ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ☐		
占 有 開 始 時 期	年 月 日		
最 初 の 契 約 日	年 月 日		
契 約 等 期 間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし		
更 新 の 種 別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現 在 の 契 約 等 期 間	年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし		
契 約 等 貸 主	☐ 土地所有者 ☐ その他の者 ()		
当 事 者 借 主	☐ 建物所有者 ☐ その他の者 ()		
地 代 ・ 支 払 時 期 等	毎 金 円 (毎 限り 分支払)		
地 代 前 払	☐ ない ☐ ある (金 円 分まで)		
敷 金 ・ 保 証 金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)		
特 約 等			
地 代 滞 納	☐ ない ☐ ある (平成 年 月 日現在 金 円)		
契 約 解 除	☐ ない ☐ ある ()		
訴 訟 提 起 等	☐ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ 係属中 ☐ 終局 ()		
そ の 他			
執 行 官 の 意 見	☒ 上記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣住民	物件2には、所有者であるAさんが1人で住んでいますが、近所付き合いはなく、いつも施錠して出てくることはありません。物件2の東側所在の車庫も同人の所有で、以前は車の出入りもありました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

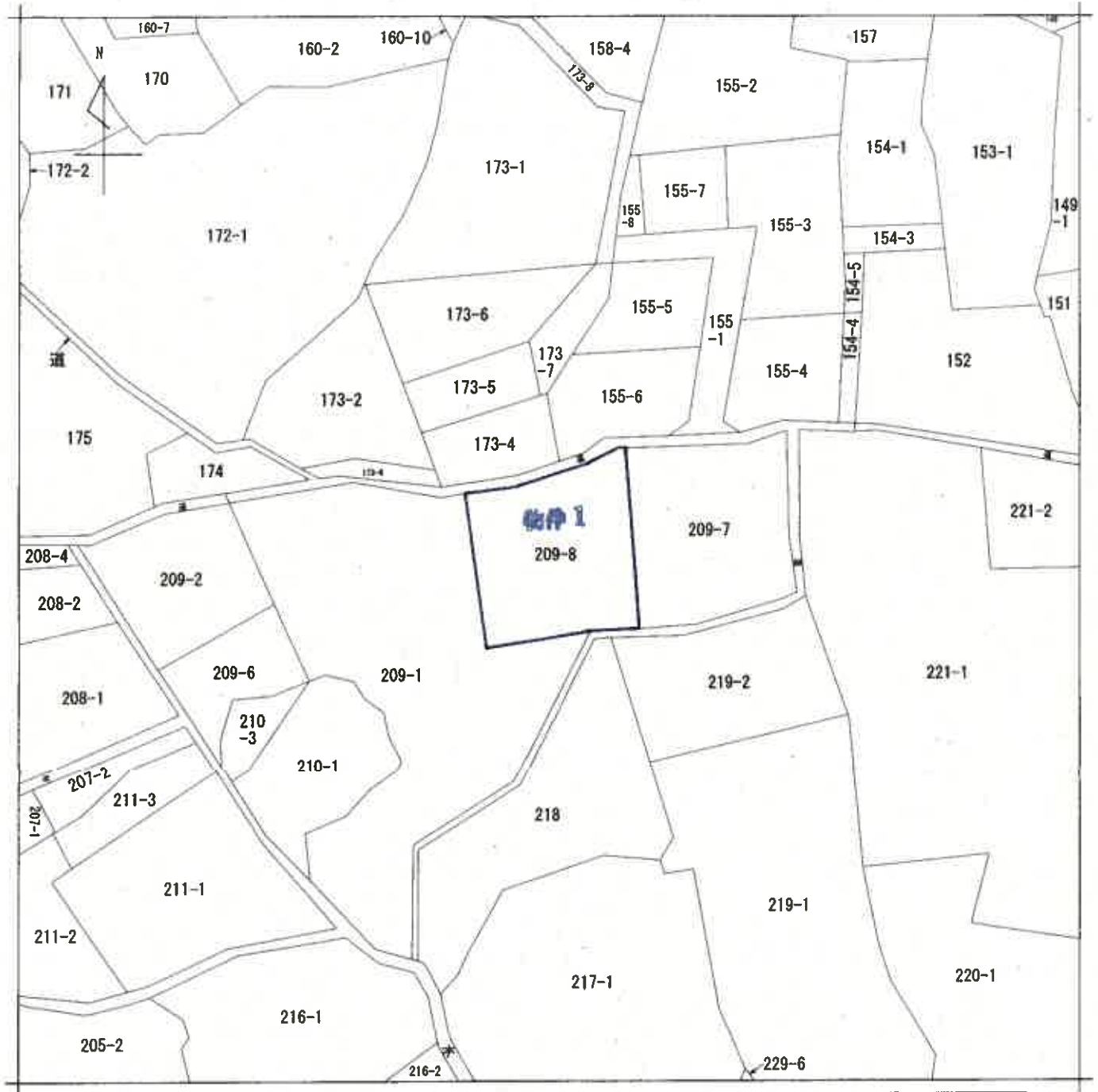
- 本件所有者に対し、調査期日通知及び書面照会書を送付して立入調査に臨んだが、調査日当日、同人は在宅していたものの、全戸が施錠されていたため、立会人を立ち会わせて、解錠技術者に解錠させた。同人は2階居室に在室していたが、当職からの質問には一切応えることはなかった。
- 仙台法務局気仙沼支局での調査及び立入調査、近隣住民の陳述等から、未登記附属建物に関しては、車庫として利用しているものと認定した。
- 物件1の西側所在の売却対象外の土地(209番1)については、その地目が農地(畑)であるところ、物件2の敷地としては、平成8年3月から利用されていることが認められることから、買受人等は気仙沼市農業委員会へ問い合わせる必要があるものと思われる。
なお、同土地の所有名義はBとなっているところ、物件1、2の相続代位登記の経緯を踏まえ、現在の所有者は物件1、2同様にAの所有であることが推認される。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年1月23日 (金) 9:10-9:20	仙台法務局気仙沼支局	全部事項証明書受領
同 日 9:30-9:35	気仙沼市役所	気仙沼市役所総務部税務課に資料交付依頼 (1/27 資料受領)
同 日 10:40-10:50	物件所在地	物件確認 写真撮影
8年2月4日 (水)	執行官室	所有者に対し調査期日通知及び書面照会書送付
8年2月20日 (金) 10:15-11:10	物件所在地	立入調査 占有調査 間取確認 写真撮影 近隣住民から聴取 (評価人同行)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8年 2月20日 目的物件は所有者が在宅していたものの、施錠されていたので、立会人Cを立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
長崎

A4判に縮小

請求部	所在	気仙沼市長崎				地番	209番8			
出力尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図		
作成年月日	明治19年4月28日			備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局気仙沼支局管轄)

令和7年6月27日

東京法務局中野出張所

登記官

(7 枚目)

請求番号：5-1

(1/1)

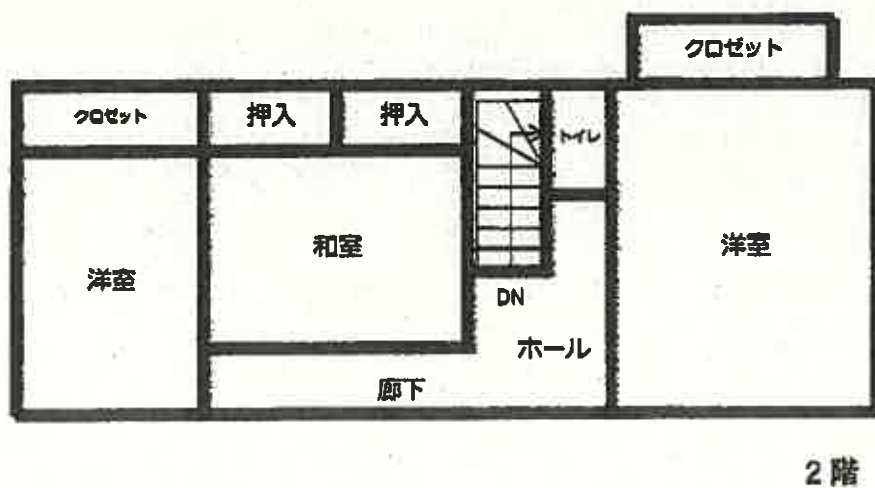
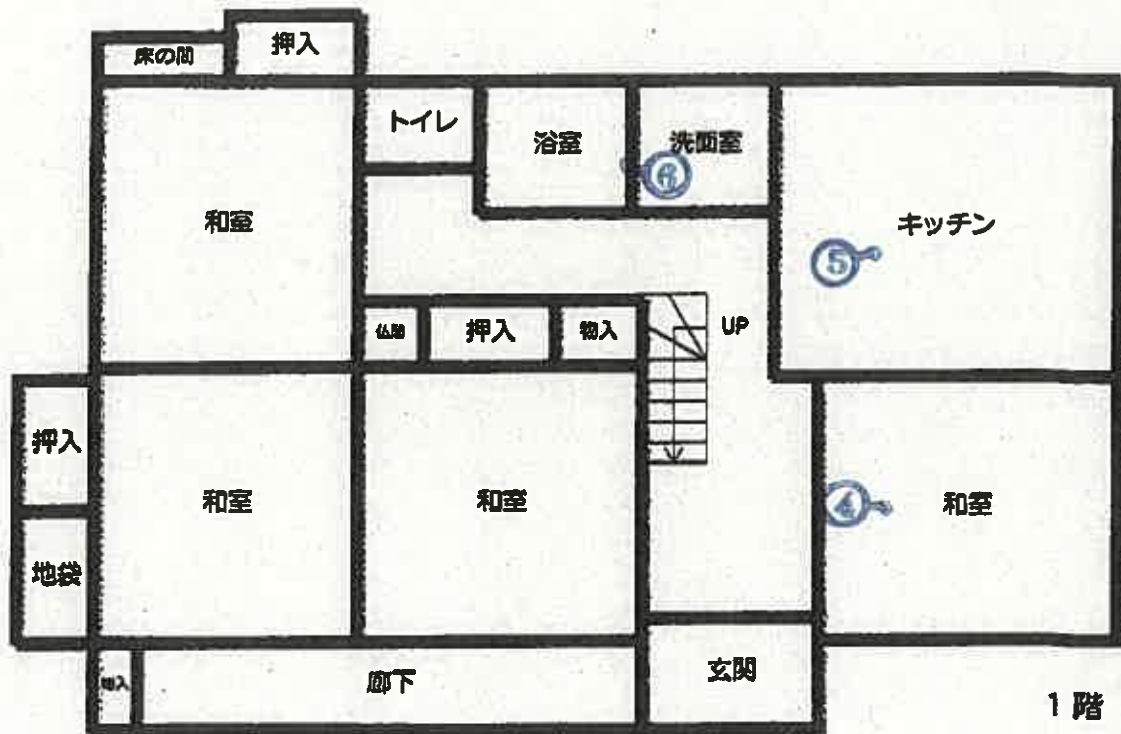
土地建物位置関係図



凡 例
 写真(撮影場所)

間 取 図

物件 2
家屋番号 209番8



凡 例
写真(撮影場所)



間 取 図

未登記附属建物



車庫

写 真 1

未登記附属建物

物件 1

物件 2

市道



写 真 2

物件 2

売却対象外の 209 番 1



写 真 3

未登記附属建物



写 真 4



写 真 5



写 真 6



令和7年(ケ)第164号
令和8年2月20日 現地調査
令和8年3月23日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 真木 芳美

第1 評価額

一括価格	
金 1,537,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 776,000円
物件2（建物）	金 761,000円

- 1 一括価格は、物件1・物件2の不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の建物の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積		未登記附属建物 車庫 鉄骨造鋼板葺平家建 13.08㎡（概測）
番号	特記事項		
	○目的外土地 所 在 気仙沼市長崎 地 番 209番1 地 目 畑 地 積 525㎡ （左記のうち概測221㎡）		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	J R 気仙沼線「気仙沼」駅の南東方約11.8km(道路距離) (後添位置図参照)	
付 近 の 状 況	対象不動産は、周囲に店舗等は少なく、生活利便施設は幹線沿いの商業施設等に依存する。周辺には未利用地もみられる。気仙沼市内の住宅需要は、減少傾向が続いており、当地域の不動産需要についても停滞気味に推移している。特に変動要因も認められないことから、当面の間は現状のまま推移するものと思われる。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	都 市 計 画 区 域 外 — — — — —
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面の状況 そ の 他	530.57㎡ 約23.5m×約25m ほぼ台形 平坦 中間画地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	○ 北側幅員約5m、市道、舗装(有)、ほぼ等高に接面	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の建物敷地等として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 あり 下 水 道 あり ガス配管 なし	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定しがたい。
特 記 事 項	物件１及び西側所在の売却対象外の２０９番１の土地の一部が、物件２の主である建物および未登記附属建物の敷地として利用されている。

2 建物の概況及び利用状況等(物件2)

区 分	主である建物：家屋番号 209番8	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記上） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成8年3月8日 新築 30年 2年
構 造	木造瓦葺2階建	
仕 様	外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	サイディング等 クロス等 クロス等 畳、フローリング等 電気設備、給排水、衛生設備 特になし
	(注) 建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため 使用可能か否かについては不明である。	
床面積(現況)	延 177.89㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 別添間取図のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	特になし	

○未登記附属建物

所 在	気仙沼市長崎209番地8
家 屋 番 号	ない（未登記）
建 築 時 期	不詳
種 類	車庫
構 造	鉄骨造鋼板葺平家建
現 況 床 面 積	13.08㎡（概測）
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項	築年数を経ているものと推測され、単独では経済 価値を有しないと判断した。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	9,290	1.00	530.57	0.70	3,450,000
目的外土地 の一部	9,290	1.00	221	0.70	1,437,000

ア 標準画地価格（公示価格等との規準をもとに査定）

地価調査基準地

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 15,000\text{円/㎡} & \times & 98.5/100 & \times & 100/100 & \times & 100/159 & \div & 9,290\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：概ね標準的

◇地域格差：街路条件+6%（1.06）、環境条件+50%（1.50）

$$\text{相乗積 } 1.06 \times 1.50 \div 1.59$$

イ個別格差：概ね標準的

ウ地積：登記数量による。

エ建付減価補正：築年数を経た建物が存する等の建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じ、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	185,000	177.89	0.04	1,316,000

ウ 現価率

○主である建物

経過年数30年、経済的残存耐用年数2年、観察減価率30%、残価率0%により

$$\text{◇現価率 } 0.04 \div \{0 + (1-0) \times (2\text{年}/32\text{年})\} \times (1-0.3)$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
1	3,450,000	1.00	0.25	法定地上権	863,000
目的外土地 の一部	1,437,000	1.00	0.25	法定地上権	359,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件番号1の土地の全体及び目的外土地の一部（209番1の地積525㎡のうち概測221㎡）の全体をその範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記の通りと判断した。

(2) 評価額（内訳価格及び一括価格）

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算（円） イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	3,450,000	- 863,000		0.50	0.60	776,000
2	1,316,000	+ 1,222,000	1.00	0.50	0.60	761,000
一括価格（合計）						1,537,000

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：不動産需要の少ない地域に存する物件であり、物件2建物が目的外土地の一部を利用していること等を考慮した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地〔気仙沼（県）-5〕

所 在：気仙沼市長崎190番2外

価 格：15,000円／㎡

位 置：JR気仙沼線「気仙沼」駅 12km

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：417㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：西10m県道

用 途 指 定 等：都市計画区域外

地 域 の 概 要：県道沿いに一般住宅、併用住宅、学校等が建ち並ぶ地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図
- 3 土地建物位置関係図
- 4 建物図面・各階平面図
- 5 間取図

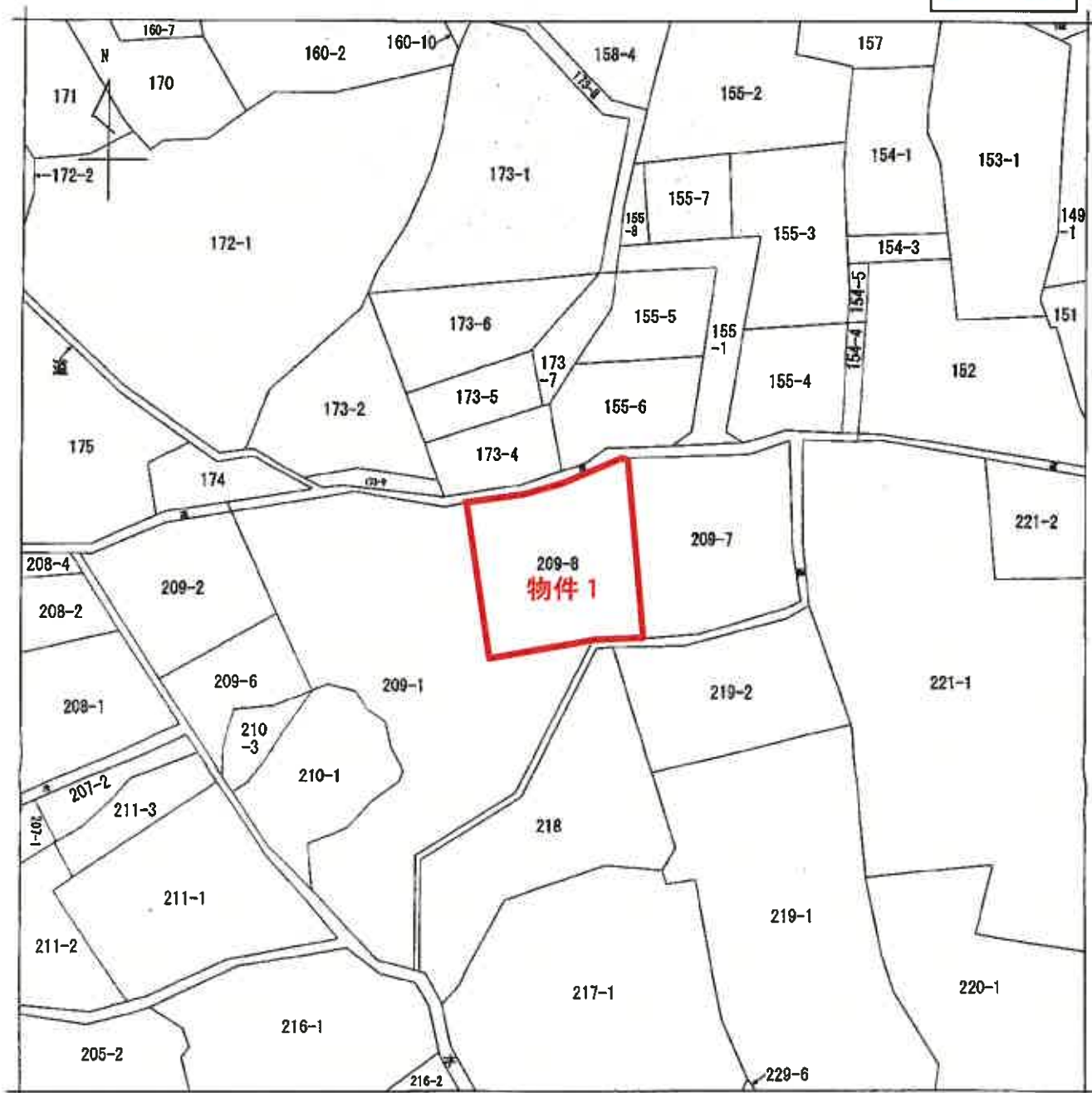
以 上

令和 7年 (ケ) 第 164号

物 件 目 録

- 1 所 在 気仙沼市長崎
地 番 209番8
地 目 宅地
地 積 530.57平方メートル
- 2 所 在 気仙沼市長崎209番地8
家屋 番号 209番8
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階121.58平方メートル
2階 56.31平方メートル





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
長崎

請 求 部 分	所 在 気仙沼市長崎					地 番 209番8			
出 力 縮 小 率	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面	種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	明治19年4月28日			備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局気仙沼支局管轄)

令和7年6月27日

東京法務局中野出張所

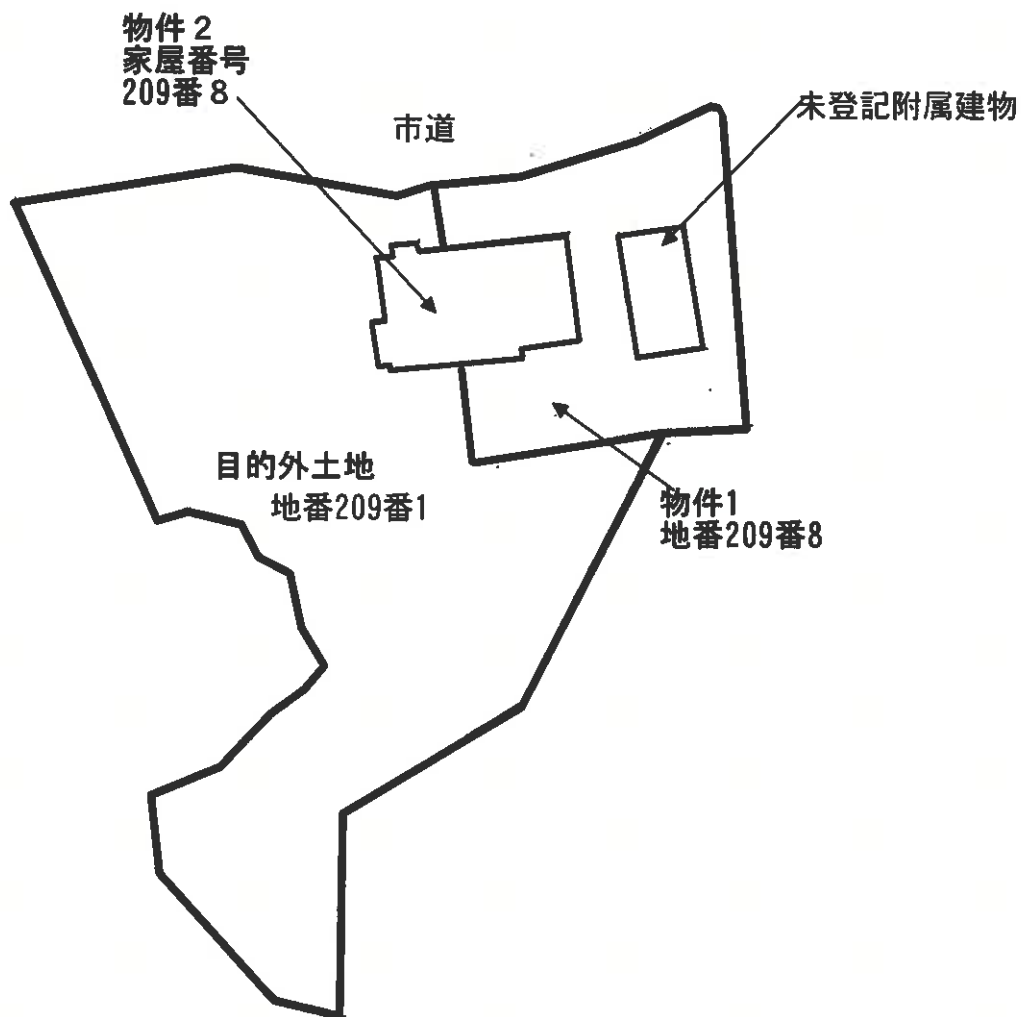
登記官

請求番号：5-1

(1/1)

A4判に縮小

土地建物位置関係図



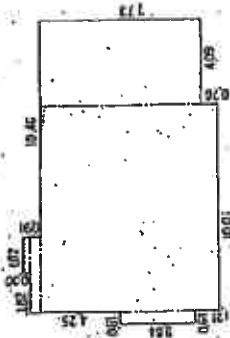
41288

各階平面図

209番8物件2

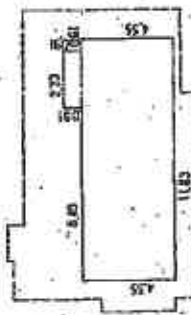
建物図面

家屋番号	209番8物件2
建物の所在	気仙沼市字長崎209番地8



1 階

$0.30 \times 1.82 = 0.5460$
$0.61 \times 3.64 = 2.2204$
$3.64 \times 0.61 = 2.2204$
$8.49 \times 10.01 = 84.9849$
$7.73 \times 4.09 = 31.6157$
床面積
計 121.5874



2 階

0.91 x 2.23 =	2.0093
4.55 x 11.83 =	53.8265
床面積	55.8358



作製者

月 8 日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(宮城県土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を確認した図面である。
(仙台法務局気仙沼支庁管轄)
令和7年6月27日 東京法務局中野出張所

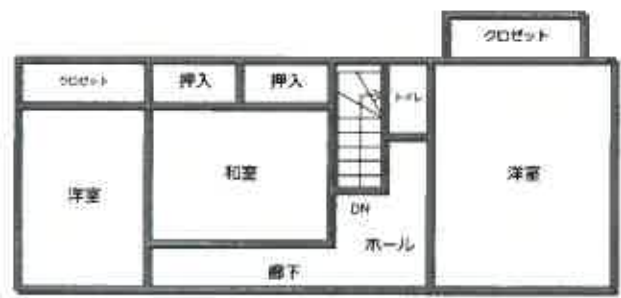
登記官

間 取 図



物件 2
家屋番号 2 0 9 番 8

2 階



未登記附属建物